

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年9月12日 開会

令和4年9月12日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年9月12日午後1時富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 14 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治      3 番 赤 池      勝      4 番 齊 藤      学  
5 番 佐 野      守      6 番 佐 野      均      7 番 佐 野      強  
8 番 伊 藤 照 男      11 番 富 永 政 則      12 番 宮 島 孝 子  
14 番 旭      一 昭      15 番 荻      真 教      17 番 佐 野 む つ み  
18 番 内 堀 忠 雄      19 番 杉 山 弘 子

欠席委員

2 番 松 永 孝 男      9 番 近 藤 雅 隆      10 番 村 松 義 正  
13 番 遠 藤 光 浩      16 番 後 藤 文 隆

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井      治      2 番 塩 川 金 彦      6 番 村 松 慎 一  
7 番 土 井 一 彦      8 番 加 藤 文 男      9 番 藤 浪 庸 一  
10 番 有 賀 文 彦      11 番 鈴 木 四 郎      12 番 篠 原 兼 義  
13 番 牧 澤 邦 彦

欠席委員

3 番 渡 井 清 孝      4 番 渡 邊 勝 彦      5 番 竹 川 篤 志

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	深 川      亮	主      査	池 田 幸 司
主      査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、2番 松永孝男委員、9番 近藤雅隆委員、10番 村松義正委員、13番 遠藤光浩委員、16番 後藤文隆委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による届出について取消願の処理状況を事務局に報告させていただきます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました令和4年8月10日から令和4年9月9日までの農地法の規定による届出について取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、大中里■■■■、畑、16平方メートルにつきまして、昭和59年6月1日に通行路を目的とした農地法第5条届出が受理されましたが、令和4年9月1日、都合により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、14番 旭 一昭委員、15番 荻 真教委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、14番 旭 一昭委員、15番 荻 真教委員を指名いたします。

本日の議事の日程は、目次のとおり、報第52号から議第60号です。

初めに、報第52号から報第55号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和4年7月21日から令和4年8月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページ、2ページを御覧ください。

報第52号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が7件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

報第53号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出が受理されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。

報第54号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の5ページから7ページを御覧ください。

報第55号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、10件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第52号から報第55号までは報告済みとします。

議第55号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の8ページをご覧ください。

議第55号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

農地法第3条第2項第5号に規定された別段の面積について、別段の面積及び区域の指定申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は外神で、市民体育館の西に位置する農地です。申請者は外神の■■■■さんです。申請農地の面積は146平米になります。申請地の周囲に農地はなく、該当地が遊休地となっていたところを隣地に住む申請者が一部手入れをして菜園として利用し、一部不耕作となっております。

第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は精進川で、西の原下集会所の西に位置する農地です。申請者は小泉の■■■■さんです。申請農地の面積は928平米になります。申請地は全体が不耕作となっており、周囲の農地も10%以上が遊休農地となっております。

なお、第1項及び第2項の所有権移転については、この後、農地法第3条許可申請にて御審議いただくこととなります。

以上のことから、当市の定める農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積取扱基準に合致しており、別段の面積及び区域の指定について問題ないと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番 荻 真教委員

ただいま審議中の第1項の調査について報告をいたします。

令和4年9月8日、午後1時30分頃、私と事務局2名と共に申請地で現地調査を行いました。

申請地は、周辺を宅地に囲まれた1アール未満の農地で、一団の農地は当該筆のみとなります。

申請地は、これまで遊休農地となっておりましたが、隣地の宅地を購入した申請者が、耕地する者がほかにいないため当該遊休農地を自己消費のために菜園として一部利用しており、所有権移転した上で全体を耕作するようです。別段面積及び区域指定について基準どおりであり問題ありません。

以上で報告を終わります。

事務局 池田主査

ただいま審議中の第2項調査についてですが、会長の案件になりますので事務局のほうで代読をいたします。

令和4年9月7日、午後3時頃、受人の■■■■さん、齊藤会長、事務局2名にて現地調査を行いました。

申請地は、現在、笹などが繁茂し、人の背丈以上に伸びて荒れており、現に耕作されておらず遊休地となっております。また、周辺農地についても遊休農地が多くあり、10%以上あるため別段面積及び区域指定について基準どおりであり、問題ないと報告を受けましたので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第55号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の9ページを御覧ください。

議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び第2項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は3及び4ページを御覧ください。

申請地は山本で、第1項は山本第二公民館の北に、第2項は山本第三公民館の北西に位置する農地です。

受人は、富士市の■■■■さんです。第1項は、渡人■■■■さんとの売買契約で、渡人は農業規模の縮小のため、当該農地の売却を希望しており所有権移転に至ったとのこと。第2項は、渡人■■■■さんとの使用貸借契約で、渡人と受人は親子関係にあり、当該農地は既に受人が管理しておりますが、このたび正式に手続をするものです。どちらも水稻を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、8,009.20平方メートル、受人は現在61歳、稼働人員は2名

です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は先ほど議第55号第1項で別段面積を設定した農地で、市民体育館の西に位置する農地です。

受人、外神の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約です。受人は県外から移住者で、当該申請地の隣地に住まいを構えており、申請地の大部分については既に自家消費用の菜園として耕作を行っております。当該申請地では、サツマイモ、ネギ、ジャガイモ等を引き続き栽培する計画です。

受人は現在67歳、耕作面積は許可後146平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり、議第55号で別段面積及び区域の指定を受け承認された農地となり、受人の申請後耕作面積が1アール、100平方メートルを上回っている場合は下限面積要件を満たしますので、問題ありません。稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は5ページ及び6ページを御覧ください。

申請地は北山及び半野で、中井出児童遊園の南、及び本源寺の南に位置する農地です。

受人、北山の■■■■さんと渡人■■■■さんとの使用貸借契約で、露地野菜及び水稻を栽培する計画です。受人と渡人は親子関係にあります。当該申請地については、既に父親である渡人と一緒に耕作をしておりますが、今回正式に手続を行うものです。

受人の許可後耕作面積は、3,328平方メートルで、受人は現在47歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は戻りまして2ページを御覧ください。

申請地は先ほど議第55号第2項で別段面積を設定した農地で、西の原下集会所の西に位置する農地です。

受人、小泉の■■■■さんと渡人■■■■さん、■■■■さんとの売買契約です。受人は、退職後の余暇時間に農業を営みたいと希望し、不動産屋に相談したところ、農地の管理ができないことから所有権移転を検討していた当該申請地を紹介され所有権移転に至りました。当該申請地ではレモン、キウイ等を栽培する計画となっております。受人は小泉在住ですが、当該申請地までは軽トラック等を使用して機械を運び耕作、管理するとのことなのです。

受人は現在63歳、耕作面積は許可後928平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり議第55号で別段面積及び区域指定を受け承認された農地となり、受人の申請後耕作面積が1アールを上回っている場合は下限面積要件を満たしますので、問題ありません。稼働人員は2名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は上稲子で、上稲子区民会館の南に位置する農地です。受人、上稲子の■■■■さんと渡人■■■■さんとの使用貸借契約で、水稻を栽培する計画です。当該申請地は受人の所有する農地と地続きになっており、県外に住む渡人から依頼され既に耕作、管理をしておりますが、今回正式に手続を行うものです。

受人の許可後耕作面積は、1万1,008.01平方メートルで、受人は現在68歳、稼働人員は4名です。

以上、第1項から第6項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案について、1項から5項までの担当委員の調査報告をお願いします。

事務局 滝口主査

ただいま審議中の第1項、第2項について、本日欠席の後藤委員より事前に伺っておりますので、事務局より代読いたします。

9月7日、9時30分、事務局3名と杉山委員、受人、私の6人で申請地にて会い、話を聞きました。

第1項については休耕田で、渡人は経営規模縮小のため、また受人は経営規模を拡大し、引き続き水田として耕作する予定です。第2項については、渡人と受人は親子で、渡人は高齢のため受人に経営移譲するとのことで、申請地を受人は以前から高齢の渡人に代わり水田として耕作していました。第1項、第2項ともに引き続き周辺農地と同様に耕作、肥培管理を行う予定です。また、周辺農地における農地の効率的な利用に問題ありません。農機具の保有や労働力も確保され、技術経験も備えており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

15番 荻 真教委員

ただいまの議中の第3項の調査について報告をいたします。

先ほど議第55号の第1項にて審議いたしました案件と同一案件となります。令和4年9月8日、午後1時30分頃、私と事務局2名と共に申請地で現地調査を行いました。

受人は県外から移住して隣の宅地に住んでおり、現在も申請地の一部を自己消費のための菜園として利用しております。農地の規模は小さく、栽培されている部分について問題なく耕作されており、有機栽培を行います。今後防虫対策、雑草処理を行っていくそうです。申請どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

11番 富永政則委員

ただいま審議中の第4項について報告します。

9月8日、午前9時半より渡人■■■■さん、受人■■■■さん本人の立会いのもと、内堀委員、事務局1名、合計5人で現地調査を行いました。

これまでは親子の双方でよく管理されてきました。今後は、■■■■さんのほうが高齢でだんだんできなくなるということで、■■■■さんのほうへ引き継ぐということで畑の管理のほうは■■■■さんが中心にやっていくということになったようです。

問題はないので、審議またお願いします。

8番 伊藤照男委員

ただいまの第4項のうち農地所在地、半野■■■■についての使用貸借権設定のための調査について報告いたします。

9月8日、午前10時より使用貸借権者、譲渡人■■■■さん、譲受人■■■■さん、佐野むつみ委員、私、農業委員会事務局1名で現地調査を行いました。

申請地は白糸・半野の水田圃場整備地であります。受け人は新規就農者で、渡し人は実父であります。調査の結果、許可申請書のとおりであり問題がありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

事務局 滝口主査

ただいま審議中の第5項につきまして、齋藤会長の担当案件になります。総会前に調査内容について伺っておりますので、事務局より報告いたします。

令和4年9月7日、午後3時頃、受人の■■■■さん、齋藤会長、事務局2名にて現地調査を行いました。

申請者は富士宮市小泉に住む新規就農者です。現在、申請地は所有者が■■■■及び■■■■に居住しており、長く不耕作状態となっております。笹を初めとして草木が繁茂し、ひどく荒れている状況で、申請人は農地の現在の状況を確認した上で当該地での新規就農を望み、やる気を見せておりました。申請書どおり問題ないとの報告を受けましたので、審議のほどよろしく願います。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第57号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の11ページを御覧ください。

議第57号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は杉田■■■■の内、畑、計303.45平方メートルを大岩の■■■■さんが自己用住宅にするものです。

申請人は現在■■■■に居住しておりますが、取壊しが決定しており立ち退く必要があるため、令和3年に自身が相続した申請地を転用しようとするものです。

申請地は静岡県東部農業共済組合富士事務所の北西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。対象筆の一部が青地になっておりますが、建築部分は白地となっており、既に確定測量を済ませ、転用地部分を分筆する予定となります。周囲は東を水路、西を道路、南を宅地、北を自己所有の農地に接しており、万が一、被害が生じた場合は申請者の責において解決を行います。

資金は借入れで確保されており、許可後10月に着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長



御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第57号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第58号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の12ページを御覧ください。

議第58号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は山本■■■■、畑、344平方メートルで、富士市本市場の■■■■が売買により権利取得し、資材置場を建築しようとするものです。

申請人は富士市にて建設業を営んでおり、市内に資材置場を持っておりますが、もともと手狭な上、周辺に人家があり近隣に配慮して早朝の段取り作業を自粛するなど利用に問題があり、代替となる資材置場となる土地を探していたところ、役員の親族の所有地である当該申請地について移転の了解が得られたため申請に及んだとのことです。

申請地には重機及び建設に利用する砕石や工事用看板、型枠材などを置き、周囲の土地について代替性を検討しましたが、転用目的を達するための代替地が見つからないとのことでした。申請地は山本の石の宮墓地の北東に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北を道路、他を農地に接してありますが、西側農地との間は1.5から2メートル程度の段差を形成する換地が入り、西側農地の間は分断されております。周辺農地との間には見切りまたはブロックを設置することで被害防除を行うため、周辺農地への影響は軽微であると考えられます。

資金は自己資金で確保されており、許可後の10月に着工する計画となっております。

第2項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畑、294平方メートルで、富士市入山瀬の■■■■さん、■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となり、親が所有する申請地が借りられることとなったため、申請に及んだとのことです。

申請地は市立北山中学校の北東に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北側と東側を道路、西側と南側を農地に接してありますが、被害防除措置を行っており農地への影響は軽微と思われれます。

資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地は上井出■■■■、畑、848平方メートルで、富士市水戸島元町の■■■■が賃貸借により権利設定し、飼育場に転用しようとするものです。

申請人は■■■■の運営支援業務を請け負っている法人であり、■■■■が隣地の農地より違

反転用して飼育する動物について申請地に移動させ、隣地の違反を解消するとともに、来園客や通行人に対し■■■■を広報するための動物の飼育場として利用すべく申請に及んだとのことです。動物はヤギ、羊、牛、ロバで、牛等を入れるためのカウハッチを10台設置し、動物が外に出ないように柵を設ける予定です。

申請地は富士ミルクランドの南に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北側と東側を道路、南側を水路、西側を農地に接しておりますが、農地との間には柵を設け、飼育する動物及び人が入らないよう被害防除措置を行っており、農地への影響は軽微と思われま

す。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第4項及び第5項については、転用者が同一であり、転用目的も同一であるため一括して説明いたします。

議案及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は4項は田、860平方メートル、5項は田、1,344平方メートルで、■■■■が賃貸借により権利設定し、資材置き場に3年間の一時転用をしようとするものです。

申請者は申請地の隣地である大鹿窪遺跡を令和5年度から令和7年度にかけて史跡整備を実施する計画であり、そのための資材置き場として遺跡の隣地を遺跡のすいた土や溶岩及び整備資材を置く資材置き場として利用します。

申請地は農振農用地となっておりますが、一時転用の場合は転用が可能となります。4項の周囲は北側と西側を道路、東側を遺跡、南側を農地に接し、5項の周囲は北側と東側、南側を道路、西側を遺跡に接しております。被害防除措置を設け、被害が生じた場合は自己責任において対応します。

資金は自己資金で確保されており、許可後10月に賃借を行い、本格的な着工は次年度する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、第1項、3項、4項及び5項について担当委員の調査報告をお願いします。

19番 杉山弘子委員

ただいま審議中の5条第1項の調査結果について説明します。

9月7日に私と後藤農業委員、事務局3名、申請者の代理人である■■■■行政書士の計6名で現地調査をしてきました。

申請地は以前に田んぼとして使用していましたが、所有者は高齢であり介護施設に入居していて休耕地になっていました。今後も営農再開は望めない状態にあるということでした。

申請者は富士市の事業者ですが建設業者の元請業者が近く、早朝の段取り作業における作業音等について周辺住民に迷惑がかからず、また富士宮に移住する役員の利用に適した土地に資材置場を置きたいと考え、候補となる代替地を探しましたが利用目的を達するために適した場所を見つけることができず、申請者の会社役員の親族の所有地を購入し転用することとなりました。

申請地の周囲に農地がありますが、西側農地は換地が入り、農地間の段差が高く分断されており、前方の農地となっているため、転用による付近の影響が少なく特に問題ないと判断しました。詳細につきましては、事務局説明どおりとなります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

1 番 脇坂英治委員

ただいま審議中の第3項について説明いたします。

9月6日午前9時半より申請地にて宮島委員、近藤委員、自分、事務局1名、あと支配人の■■■■さんと5名によって現地確認をいたしました。

先ほど事務局から説明がありましたとおり北側に道路、東側に県道、南側が沢、西側が農地です。この西側の農地が先ほど事務局から説明があった違反転用地にあたりますが、こちらの解消という目的で、今回の申請地では柵を作って動物等を管理したいということでありました。資金についても自己資金で確保されております。今回の申請によって西側農地の違反が是正され、今後は適正に使用するという事です。

以上、問題がないと思いますので、審議のほうよろしく申し上げます。

7 番 佐野 強委員

先ほど事務局からお話がありましたが、ただいま審議中の第4項、5項につきまして、同じ事案のため調査結果について報告させていただきます。

去る9月7日、申請人2名、事務局2名それから私と篠原推進委員と現地にて説明を聞きました。

今回の案件につきましては、転用事情欄にあるように大鹿窪遺跡整備事業のため資材置場として一時転用する案件であります。今回の転用については、開発行為、建築行為を伴わないものです。この件については、市都市計画課と協議済みであります。

該当地につきましては、遺跡場所の両隣の農地で農道に囲まれており、周囲の農地には影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので御審議のほうよろしく申し上げます。

それから余談なんですけど、本遺跡は縄文時代の草創期を代表する国指定の遺跡だそうです。それで定住集落跡の例としては、日本最古級の遺跡になるようです。また3年後になるかわかりませんが、完成しましたらぜひ御家族で見に来ていただければと思います。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第58号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第59号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の14ページを御覧ください。

議第59号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■、畑、3,371平方メートルで、富士根北小学校栗倉分校の西に位置する農地です。

申請地が生産力の低い耕作に適さない農地であったため、申請者の先代が昭和43年に杉を約900本ほど植林し現在に至っているものです。10年以上前から山林化していることが確認でき、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

続きまして、第2項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は下条■■■■、田、340平方メートルほか1筆、計1,047平方メートルで、上野出張所の南に位置する農地です。

申請地は所有者の母が県外在住で申請地の管理ができず、おばが管理をしていましたが、昭和53年にそのおばが亡くなり、以降は耕作者に貸しておりましたが、平成の初めには返還された後、管理できないため植林し現在に至っているものです。10年以上前から山林化していることが確認でき、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

続きまして、第3項及び同じく航空写真14ページを御覧ください。

申請地は下条■■■■、田、703平方メートルほか1筆、計709.61平方メートルで、第2項の隣接地で同じ所有者が所有している農地です。第2項同様、おばが亡くなってから耕作者に貸していましたが、平成24年に返還される以前から耕作されておらず、耕作放棄地となり、現在に至ったものです。10年以上前から森林原野化していて、農地に復元は不可能であるため、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第4項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は下稲子■■■■、畑、92平方メートルで、下稲子公民館の南に位置する農地です。

もともとは耕作をしていましたが、隣接地に住宅を建築する方から庭の一部として貸してほしいという話を受け承し、平成元年12月1日より住宅敷地の一部として貸し、現在に至っています。今回、住宅敷地部分を分筆して非農地申請するものです。旧芝川町であり、都市計画法上は線引き前宅地で住宅敷地としての一体利用であれば問題はなく、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

3番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

9月7日、申請代理人■■■■氏、農業委員、松永委員と私、事務局2名にて現地調査を行いました。

申請書のとおり問題はありませぬので、御審議のほどよろしくをお願いします。

事務局 深川主任主査

2項、3項につきまして、会長の担当地区案件のため、事務局で代読します。

ただいま審議中の第2項及び第3項について報告します。

第2項について、9月8日14時、土井一彦農地利用最適化推進委員、事務局2名と共に申請

代理人と現地で会い、話を聞きました。

申請地は平成の初期、10年以上前から植林されているということを確認いたしました。

第3項についても、同じく9月8日14時に土井一彦農地利用最適化推進委員、事務局2名と共に申請代理人と現地で会い、話を聞きました。

平成23年には耕作する者がいなくなり管理できず、そのまま耕作放棄地として現在に至り森林原野化したもので、隣接地も木に囲まれ耕作は困難であり、とても農地に戻せる状態ではありません。

以上から、第2項、第3項ともに申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

#### 14番 旭 一昭委員

ただいま審議中の第4項の現地調査結果について御報告をいたします。

去る9月5日、午後2時に申請人及び借地人の■■■■氏が立会いのもと、鈴木推進委員と事務局1名が私と共に現地調査をいたしました。

申請地はJR稲子駅の北側、国道469の新しくなった道路のすぐ西側に位置しております。

申請人の■■■■氏の田に隣接した畑でありましたが、平成元年12月に隣地に住宅を建築する■■■■氏により住宅敷地の庭部分として貸してほしいという依頼があり、申請人の父が許可し現在に至っております。もう旧芝川町時代から既に21年を経過しております。本年6月23日に隣接の田により、この部分を分筆完了したことにより本申請となりました。

申請のとおり問題ないと考えます。御審議をお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第59号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第60号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち3項から7項及び12項及び13項については、農業委員が関係する案件です。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、先に審議することとし、事務局から議案の概要説明の後に該当農業委員には退席を求めます。

なお、私に係る案件につきましては、この間、進行を職務代理者の赤池 勝副会長にお願いいたします。

それでは、事務局から議案の概要説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の16ページを御覧ください。

概要だけ、まず説明いたします。

議第60号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年8月23日付、富農第708号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。

ページを1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数11人、利用権を設定する者の数25人、利用権を設定する農用地の面積は計9万7,629.48平方メートルです。所有権の移転はございません。

1枚めくって4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について第1項から第25項まで全て中間管理事業になります。

概要の説明は以上です。

議長

ここで3番 赤池 勝委員の退席を求めます。お願いします。

〔3番 赤池委員 退席〕

議長

それでは、3項から7項について、事務局から議案を説明させます。

事務局 滝口主査

では、第3項から第7項まで一括して説明いたします。

議案の5から7ページ、別冊航空写真は18から20ページをご覧ください。

申請地は山宮で、第3項、6項、7項は市立山宮保育園の南東に、第4項は市立山宮小学校の南東、第5項は山宮浅間神社案内所の南に位置する農地です。

受人は山宮の■■■■さんで、使用貸借権です。期間は全て10年新規になります。移転後経営面積は3万789.52平方メートルです。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手を。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第60号の内、3項から7項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第60号の内、3項から7項について、原案のとおり処理することに決定しました。

赤池委員の入場を求めます。

〔3番 赤池委員 入場〕

議長

次に、私に係る案件ですので、退席させていただき、進行を職務代理 赤池 勝委員にお願い

します。

〔会長 退席〕

**臨時議長 職務代理赤池 勝（以下同じ）**

それでは、私が13項の進行を務めさせていただきます。

13項について事務局から議案の説明をさせます。

事務局 滝口主査

第13項について、議案の10ページ及び別冊航空写真は26及び27ページを御覧ください。  
議案の10ページ、別冊航空写真は26、27ページです。

申請地は下条で、妙覚寺の北東及び下之坊の南に位置する農地です。

下条の■■■■さんから下条の■■■■へへの使用貸借権設定です。期間は10年再設定になります。移転後経営面積は6万7,599.82平方メートルです。

説明は以上です。

**臨時議長**

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

**臨時議長**

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第60号の内、13項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

**臨時議長**

異議なしと認めます。よって、議第60号の内、13項について、原案のとおり処理することに決定します。

ここで、齋藤 学会長の入場を求め、進行を交代いたします。

〔齋藤会長 入場〕

議長

次に、1番 脇坂英治委員の退席を求めます。

〔1番 脇坂委員 退席〕

議長

それでは、12項について事務局から議案を説明させます。

事務局 滝口主査

第12項について、議案の9ページ及び別冊航空写真は25ページを御覧ください。

申請地は人穴で、荻平公民館の南に位置する農地です。

人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は8万6,554平方メートルです。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第60号の内、12項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第60号の内、12項について、原案のとおり処理することを決定しました。

脇坂英治委員の入場を求めます。

〔1番 脇坂委員 入場〕

議長

引き続き、第60号について事務局から議案の説明をさせます。

事務局 滝口主査

第1項及び別冊航空写真は16ページを御覧ください。

第1項申請地は上条で、大石寺の西に位置する農地です。

北山の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年で新規になります。移転後経営面積は8,684平方メートルです。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は17ページを御覧ください。

第2項申請地は杉田で、杉田二区三町内三班集会所の東に位置する農地です。

村山の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年再設定になります。移転後経営面積は3万2,970.94平方メートルです。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は21ページを御覧ください。

申請地は青木で、青木団地公園の北に位置する農地です。

青木の■■■■への使用貸借権設定です。10年再設定になります。移転後経営面積は9万1,655.05平方メートルです。

続きまして、第9項及び別冊航空写真は22ページを御覧ください。

第9項申請地は北山で、市立北山小学校の西に位置する農地です。

小泉の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は3万6,691.68平方メートルです。

続きまして、第10項及び別冊航空写真は23ページを御覧ください。

第10項申請地は村山で、市立富士根北小学校の東に位置する農地です。

杉田の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は1万7,384平方メートルです。

続きまして、第11項及び別冊航空写真は24ページを御覧ください。

申請地は半野で、熊久保集会所の南西に位置する農地です。

大鹿窪の■■■■さんへの使用貸借権設定で、期間は10年新規になります。移転後経営面積は5万1,294.42平方メートルです。

続きまして、第14項から23項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は27ページから35ページまでを御覧ください。

申請地は下条、精進川、馬見塚、大鹿窪に位置する農地です。

下条の■■■■への使用貸借権設定です。期間は全て10年です。第22項の下条のみ新規で、



残りは全て再設定となります。移転後経営面積は6万7,599.82平方メートルです。

続きまして、第24項及び別冊航空写真は36ページを御覧ください。

申請地は大岩で、大岩丸堤公園の北に位置する農地です。

大岩の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は3万9,630.02平方メートルです。

続きまして、第25項及び別冊航空写真は37ページを御覧ください。

申請地は羽鮎で、吉祥寺の南に位置する農地です。

静岡市清水区の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年新規です。移転後経営面積は1万3,898平方メートルです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第60号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。議第60号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程の全てを了いたしました。

次回の農業委員会総会は10月11日を予定しております。

以上をもちまして、令和4年9月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後 2時 5分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会  
会 長

会議録署名人  
1 4 番

会議録署名人  
1 5 番